

平成29年5月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	平成29年5月26日（金） 午後3時30分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎6号棟2階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第8号 平成29年6月議会定例会の議案について…………… 1</p> <p>議案第9号 教職員の人事措置について…………… 2 2</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校パートナーシップ事業…………… 1 ・平成30年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問） …………… 5 ・新潟市教科用図書審議委員会の委嘱について…………… 6 <p>第4 次回日程</p> <p>6月定例会 平成29年 6月27日（火）午後3時30分</p> <p>7月定例会 平成29年 7月21日（金）午後3時00分</p> <p>第5 閉会</p> <p>第6 協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっと身近な図書サービスに向けた改善について…………… 1

平成29年5月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

付議事件

議案第 8 号

平成 29 年 6 月 議会定例会の議案について

平成 29 年 6 月 議会定例会の議案について市長より意見を求められたため、その意見について議決を求める。

平成 29 年 5 月 26 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しており、資料は関係者のみに当日配布します。

議案第9号

教職員の人事措置について

教職員の人事措置について、議決を求める。

平成29年5月26日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

非公開での審議を予定しており、資料は関係者のみに当日配布します。

報 告

新潟市地域と学校パートナーシップ事業 28年度の総括と29年度の取組

地域教育推進課

I 事業の目的

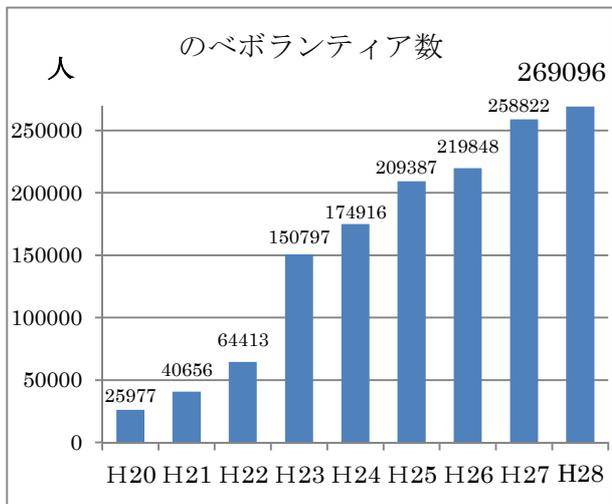
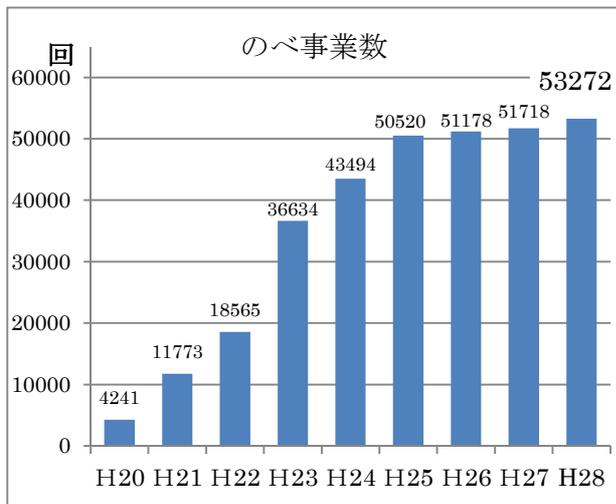
本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域とともに歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

II 教育ビジョン等での位置づけ

○新潟市教育ビジョン第3期実施計画（平成27年3月策定）
 【基本的な考え方】 学・社・民の融合による人づくり，地域づくり学校づくり
 NEXT 5 ○学・社・民の融合による教育を推進します。
 地域と共に歩む学校づくりの推進（施策9-1）
 ○新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

III 28年度の総括

1 事業数、ボランティア数の実績



2 地域貢献、各種団体との連携の実績

(1) 地域貢献活動

種別	①地域清掃 環境整備	②地域防災	③高齢者・障がい者 への支援	④地域イベント への協力	⑤その他
実施校数	127校	89校	105校	149校	51校
児童生徒数	22,089人	15,583人	6,433人	16,118人	4,335人

(2) 学びの拠点づくり

種別	①講演会	②講習会・教室	③ボランティア活動 での学び	④その他
実施校数	63校	116校	81校	57校
参加者数	5,681人	5,834人	3,407人	6,273人

(3) 各種団体との連携

種別	①公民館	②図書館	③大学・専門学校	④NPO	⑤企業
実施	123校	77校	88校	77校	112校
割合	74%	46%	53%	46%	67%
種別	⑥農協	⑦自治会・町内会	⑧コミュニティ協議会	⑨スポーツ振興会	⑩その他
実施	107校	122校	153校	69校	122校
割合	64%	73%	92%	41%	73%

3 地域と学校ウェルカム参観日

- ・実施を希望する学校の中から、各区小・中・中等教育、特別支援学校から1校以上。
- ・全市45校を上限として実施校を指定。

4 「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰

- ・表彰対象校・・・新潟市立新潟小学校，新潟市立早通中学校

5 市民への周知・広報活動

- ・市報にいがた掲載1回（特集記事），区だより掲載34回

6 成果と課題

(1) 成果

- ① 子どもにとって
 - ・事業が学力の向上，社会性の育成，自己肯定感の伸長に寄与している。
 - ・学習や体験活動，地域貢献活動等で，子どもがたくさん大人の大人とかかわり，認められる場，ほめられる機会が増え，健やかな成長を支えている。
- ② 地域にとって
 - ・小学校では，あいさつ運動や交通安全運動など，中学校では，防災訓練や福祉活動等，地域と学校が一体になったり，地域に貢献したりする取組が増えている。
 - ・ボランティア活動を通して，「元気をもらう」「生きがいになる」「住民同士の結びつきが強まる」効果が見られる。
- ③ 学校にとって
 - ・地域教育コーディネーターのコーディネートにより，地域の自然や文化など地域のよさや特色を学ぶ教育活動が行われている。
 - ・地域貢献活動や各種団体との連携が進み，「地域を支える学校」との意識が芽生え始めている。
- ④ 社会教育施設等にとって
 - ・公民館や図書館等，社会教育施設等との交流や連携が年々充実してきている。

(2) 課題

- ① 「学・社・民の融合による教育」の意義を再確認して事業の推進が図られるよう，教職員や社会教育関係者，地域団体等が協働できる環境をいっそう進める必要がある。
- ② 公民館をはじめとする社会教育施設とさらに連携を進め，協働できる機会の提供が必要である。
- ③ 教職員の事業に対する理解，保護者・地域住民の事業に対する理解をいっそう促し，地域との連携を充実させていく必要がある。
- ④ 新任コーディネーターを含め，地域教育コーディネーターのスキルアップを図るため，情報交換の機会を保障したり研修内容を工夫したりする必要がある。
- ⑤ 広報活動をより工夫するなど，取組の様子を広く市民に事業の様子を紹介し，さらに理解を深め，事業への協力を促す必要がある。

IV 29年度の事業（下線部は29年度の変更点）

1 事業の概要

「拡大から持続へ」 ～重点化と役割分担～

平成19年度に8校からスタートした本事業は、25年度から全学校で実施するなど「学・社・民の融合による教育」の中核事業として拡大してきた。その結果、のべ5万件の事業、のべ27万人のボランティア参加（28年度実績、いずれも概算）を数えるなど、新潟市の特色ある教育施策として定着するとともに、広く内外の教育関係者から注目を集める事業へと成長してきた。

しかし、事業を取り巻く環境の変化にともない、地域教育コーディネーターの負担、地域と協働した特色ある教育活動への支援の在り方、市民への啓発活動の充実、緊縮財政への対応など、様々な課題が浮き彫りとなっている。

今後、学校がよりいっそう地域に開かれ、地域と共に歩む教育を進めることができるよう事業スタイルを「拡大」から「持続」へと変更し、各校には取組の重点化と関係諸団体との役割分担を促すなど、持続可能な事業を目指す。

事業スタイルを変えらるゝはいつても、事業創設時の理念や基本方針が変わるわけではない。「学校が元気に、地域が元気に、そして子どもが元気に」の姿を目指し、学校教育ビジョンのもと、地域教育コーディネーターのコーディネーションによって、学校教育活動の充実と地域連携を進めていく。

(1) 事業推進に向けた方策

- ① 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善
 - ・コーディネーター複数制の推奨
 - ・勤務実態調査の実施
- ② 持続可能な事業のための研修の充実
 - ・新任コーディネーター研修の新設
 - ・アドバイスコーディネーターの配置
- ③ 特色ある教育活動と市民への周知の推進
 - ・地域と学校ウェルカム参観日の拡充
- ④ 執行しやすい予算配当
 - ・配当予算総枠制への移行
 - ・学級数に応じた傾斜配当
- ⑤ 教職員の事業に対する理解のいっそうの促進
 - ・学校運営マネジメント研修の継続
 - ・校内研修の推進

(2) 地域教育コーディネーターの勤務

- ① 身分 新潟市非常勤職員（1年間の委嘱）
 - ② 待遇
 - ・報酬 … 1時間1,200円
 - ・保険 … 健康保険・厚生年金保険・雇用保険適用なし、公務災害の対象
 - ・交通費 … 通勤手当なし、市内出張旅費の費用弁償あり（車の場合@22円/km）
 - ③ 1校当たりの年間勤務時間
 - ・小学校 9学級以下…600時間, 10～19学級…630時間, 20学級以上…660時間
 - ・中学校 9学級以下…500時間, 10～19学級…530時間, 20学級以上…560時間
 - ・中等教育学校…560時間
 - ・特別支援学校…630時間
- ※ コーディネーターを複数配置する学校に、年間25時間を追加配当する。

(3) 事業費等（1校当たり）

- ① 配当額（需用費，食糧費，郵便料相当の総額）
- ・小学校 9学級以下…50,400円, 10～19学級…60,000円, 20学級以上…75,600円
 - ・中学校 9学級以下…50,400円, 10～19学級…60,000円, 20学級以上…75,600円
 - ・中等教育学校…75,600円 特別支援学校…60,000円
- ② 電話料 コーディネーター専用の携帯電話（学校に1台）
- ③ 賃借料 パソコン，プリンター，デジタルカメラ

(4) 本事業にかかる研修

① 第1回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象区	対象者	日 時	会場
北区・東区・江南区	学校担当者 地域教育コーディネーター 学社民融合支援主事 図書館職員	平成29年5月9日（火） 14:30～16:30	東区プラザ
秋葉区・南区		平成29年5月16日（火） 14:30～16:30	秋葉区役所
中央区・西区・西蒲区		平成29年5月22日（月） 14:30～16:30	音楽文化会館

② 第2回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象校	対象者	日 時	会場
全校	校長	平成29年8月7日（月） 14:30～16:30	江南区文化会館

③ 第3回地域と学校パートナーシップ事業研修

対象校	対象者	日 時	会場
小学校 特別支援学校	学校担当者	平成29年11月28日（火） 14:30～16:30	新潟 ユニゾンプラザ
中学校 中等教育学校	地域教育コーディネーター	平成29年11月30日（木） 14:30～16:30	黒崎市民会館

④ 新任コーディネーター研修

回	対象者	日 時	会場
第1回	新任 地域教育コーディネーター	平成29年4月28日（金） 14:30～16:30	東区プラザ
第2回		平成30年1月19日（金） 14:30～16:30	白山浦庁舎

(5) 教職員対象の研修

	研修会名	開催月	対象	講 師
1	新任教頭研修	4月	新任教頭	地域教育推進課 課長
2	12年経験者研修	8月	教職員	地域教育推進課 指導主事
3	新任転入事務職員研修	11月	新任事務職員	地域教育推進課 指導主事
4	初任者研修	12月	教職員	地域教育推進課 指導主事



平成29年5月30日

新潟市教科用図書審議委員長 様

新潟市教育委員会
教育長 前田 秀子

平成30年度使用教科用図書に関する資料の作成について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、調査審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

平成30年度使用教科用図書に関する資料の作成について

2 諮問理由

平成30年度新潟市立小学校において使用する道徳教科用図書及び一般図書（特別支援学校・学級用）採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考となる資料の作成について諮問します。

採択基準について

下記ア・イに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

ア 小学校において平成30年度に使用する道徳教科用図書については、「小学校用教科書目録（平成30年度）」に記載されている教科用図書のうちから採択する。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行う。

- ① 新学習指導要領（道徳）の目標や内容等を十分に踏まえること。
- ② 新潟市における学校教育の課題や重点を踏まえること。
- ③ 道徳教科用図書の特徴が明瞭になるように、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行うこと。その際、県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を参酌すること。

イ 特別支援学校・学級において平成30年度に使用する一般図書については、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を参酌すること。

新潟市教科用図書審議委員の委嘱について

学校支援課

非公開での報告を予定しており、資料は関係者のみ報告時に配布し、回収いたします。

新潟市教科用図書審議委員会設置要綱

新潟市教育委員会

(設置)

第1条 新潟市教育委員会に、「新潟市教科用図書審議委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、教科用図書について調査研究を行なうとともに、教育委員会からの諮問に応じ、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、小学校長、中学校長、特別支援学校長、高志中等教育学校長、教科に造詣の深い教員及び児童生徒の保護者代表を含む一般有識者からなる委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員会内に教科用図書採択の年度に応じて、小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会を組織する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- ① 委員長 1人
- ② 副委員長 1人
- ③ 審議会代表 小学校教科用図書審議会、中学校教科用図書審議会、特別支援教育教科用図書審議会、高志中等教育学校前期課程教科用図書審議会各1人

2 委員長は、委員会を招集し会議をつかさどる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 審議会代表は、審議会を招集し会議をつかさどる。

5 委員長、副委員長は委員の互選によって決める。

6 審議会代表は、委員長が委嘱する。

(研究調査)

第5条 委員会に教科用図書の専門的事項を調査研究させるため、調査部を設置し、必要数の調査員を置く。

2 調査員は、小学校、中学校、特別支援学校、高志中等教育学校の校長及び教員の中から

選ぶものとし、委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- 3 特別支援教育教科用図書調査員については、必要に応じて保護者の代表を加えることができる。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、当該年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の庶務に関する事項は、学校支援課において行なう。

附 則

この要綱は平成13年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 「新潟市立高志中等教育学校前期課程平成24年度使用教科用図書選定委員会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

